

## 次世代育成支援施策の在り方に関する研究会委員名簿

氏名	所 属	勤務先住所	電話番号及びFAX
柏女 霊峰	淑徳大学教授	〒260-8701 千葉県千葉市中央区大蔵寺町200番地	TEL 043-265-7331 FAX 043-265-8310
京極 高宣	日本社会事業大学学長	〒204-8555 東京都清瀬市竹丘3-1-30	TEL 0424-92-6301 FAX 0424-92-6816
新澤 誠治	東京家政大学教授	〒178-8602 東京都板橋区加賀1-18-1	TEL & FAX 03-3961-5296 携帯 090-4366-7107
杉山 千佳	子育て環境研究所代表	〒115-0044 東京都北区赤羽南1-19-10-403	TEL 03-3598-9810 FAX 03-3598-9811
鈴木 真理子	岩手県立大学助教授	〒020-0173 岩手県岩手郡滝沢村字巣子152-52	TEL & FAX 019-694-2320
武石 恵美子	東京大学社会科学研究所助教授	〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1	TEL 03-5841-4904 FAX 03-5841-4905
柄本 一三郎	上智大学 教授 放送大学客員教授	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町7-1	TEL 03-3238-3675 FAX 03-3238-3595
堀 勝洋	上智大学教授	〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町7-1	TEL 03-3238-4317 FAX 03-3238-3681
宮武 剛	埼玉県立大学教授	〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮820	TEL & FAX 0489-73-4166 携帯 090-8748-1875
山縣 文治	大阪市立大学教授	〒558-5585 大阪府大阪市住吉区杉本3-3-138	TEL 06-6605-2847 FAX 06-6605-2894
山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学教授	〒238-0013 神奈川県横須賀市平成町1-10-1	TEL & FAX 046-828-2685

## 検 討 項 目 （ 案 ）

### 1. 子育て支援関連施策の基本的方向

### 2. 給付の在り方

種々の制度に分かれる現行の子育て支援に関連した給付に関し、見直しの基本的考え方、給付体系のイメージ

- ① 地域における子育て支援の在り方
- ② 保育サービスの在り方
- ③ 経済的支援の在り方

### 3. 財政枠組み（財源）の在り方

給付を支える財政枠組みについて、現行の公費、事業主負担などの役割分担を踏まえつつ、その基本的考え方、考えられる具体的なスキームなど

### 4. 当面の改革の方向

次世代育成支援施策の将来像を前提とした場合の当面の施策の基本的方向

## 子育て支援関連施策の課題

(「検討項目に関するこれまでの議論の状況」、「有識者の意見」より作成)

### 1. 子育て支援関連施策の基本的方向

(子育ての社会的支援の必要性)

子育ては親の責任であるが、家族の規模が縮小していることや社会的投資の観点から社会的支援を進めるべきではないか。

(家族に対する支援の視点)

子育て施策を家族への支援という視点から捉え直すべきではないか。

(均衡の取れた給付体系への見直し)

これまでは高齢者施策の比重が高かったが、子育て支援関連施策を手厚くしていくべきではないか。

(普遍性)

- ・ 子育て支援は、保育のみならずすべての子育て家庭を対象とすべきではないか。
- ・ 所得階層に関わりなく普遍的な支援を行うべきではないか。

(公平性)

- ・ 保育所利用者と非利用者とのバランスを図るべきではないか。在宅育児を経済的に評価しても良いのではないか。
- ・ 認可保育と認可外保育の利用者の間に公費の格差があるのではないか。

(専門性)

利用者の選択を進める一方で、養護の必要なケースが増えていることを踏まえ、サービスの専門性を高めるべきではないか。

(少子化の視点)

児童家庭福祉の観点と合わせて、少子化の流れを変えるため、もう一段の対策を進めていく必要があるのではないか。

## 2. 給付の在り方

### (総合的な見直し)

現在、各制度に分かれている児童関連給付を総合的に見直すべきではないか。

### (地域子育て支援)

育児の孤立化等が進む中で、地域の取組を充実していくことが必要ではないか。

### (保育)

- ・ ニーズの多様化への対応を一層進めるべきではないか。保育所を地域子育て支援の拠点として機能を拡充すべきではないか。
- ・ 保護者と保育所が直接契約できるようにする、利用者負担のフラット化を図る、市町村の責任の下で利用者の視点に立った見直しを進めるとの意見をどう考えるか。
- ・ 公民格差など運営の効率性に関する指摘をどう考えるか。
- ・ 育児休業など働き方の見直しと保育の在り方の関連をどう考えるか。
- ・ 幼保一元化や一般財源化の議論をどう考えるか。

### (経済的支援)

- ・ 扶養控除制度、企業の扶養手当、他の社会保険制度等との関係をどう考えるか。
- ・ 拡充を図るとする場合、その財源をどう考えるか。
- ・ 施策の費用対効果からの疑問や他の施策との間で優先順位をつけるべきとの意見をどう考えるか。

## 3. 財政枠組み（財源）の在り方

- ・ 国、自治体、事業主、国民の役割と責任をどう考えるか。
- ・ 国民全体で次世代の育成を支援するという観点から、社会保険の仕組みを活用すべきではないかとの意見をどう考えるか。
- ・ 年金財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきでないとの意見についてどう考えるか。

## 検討項目に関するこれまでの議論の状況

## 1. 子育て支援関連施策の基本的方向

## (子育ての社会的支援の必要性)

「孤立した育児を避けるためには、家族などの支援のほか、母親の就労の有無を問わず地域の様々な子育て支援が求められる。支援は、母親の育児放棄を助長するという意見もあるが、中にはそういう母親がいるとしても全体から見れば少数と考えられる。現在ほど母親一人に育児の負担が集中している時代はないこと、育児に積極的な姿勢で取り組むきっかけをつくり、親として育っていけるようにするためにも、子育てを社会的に支援することの重要性は極めて高い。」

「青少年の育成に関する有識者懇談会報告書」(平成15年4月)

## (均衡の取れた給付体系への見直し)

「これまでの社会保障は高齢者関係の比重が高かったが、許される負担の水準が限られていることから、子育て家庭の負担軽減や次世代育成の観点から児童・子育て支援関係に比重を移していく必要がある。こうした観点から、・・・子育て支援関連サービスなどの給付を手厚くしていく方向で考えるべきである。」

「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書(平成14年7月)

## (普遍性)

「共働き家庭のみならず、片働き家庭やひとり親家庭を含めて、すべての子育て家庭を対象として支援する・・・ことが必要です。」

「少子化社会を考える懇談会・中間取りまとめ」(平成14年9月)

### (少子化の視点)

「急速な少子化の進行は、今後、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため、改めて政府・地方公共団体・企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めていく必要がある。」

「平成17年度からの市町村、都道府県、事業主の行動計画の円滑な実施を支援するほか、今後の少子化や対策の進展状況等を踏まえつつ、必要な取組方策について引き続き検討する。」

「次世代育成支援に関する当面の取組方針」

(平成15年3月・少子化対策推進関係閣僚会議)

## 2. 給付の在り方

### (関連給付の総合的な見直し)

「健康保険、雇用保険、児童福祉などで現在行われている各種児童関連の給付制度を総合的に見直し、所得階層にかかわらず普遍的な支援を行うべき・・・である。」

「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書(平成14年7月)

### (地域子育て支援)

「地域で現在行われている親同士の子育てサークルは、子育てに伴う孤立感・不安感の解消や母親の社会参加の場づくりという点で大きな役割を果たしており、・・・こうした活動が一層普及するよう支援していくべきではないか。」

「育児不安の解消とともに、子どもとの関係を見つめ直すきっかけづくりとしても、育児中の母親に対する相談の機会の拡充を図る必要があるのではないか。」

「少子化への対応を考える有識者会議・家庭に夢を分科会報告書」

(平成10年10月)

「育児の孤立化による育児不安の解消など、地域における様々な取り組みの充実を進めていくことが必要です。」

「少子化社会を考える懇談会・中間取りまとめ」（平成14年9月）

（保育）

「働き方の多様化に対応して、子どもの保育ニーズも変化するため、通常の保育だけでなく、保育時間など多様な形での保育サービスを普及させていくことも重要です。」

「少子化社会を考える懇談会・中間取りまとめ」（平成14年9月）

「「待機児童ゼロ作戦」を推進することに加え、パートタイム労働者の増加など働き方の多様化に対応した保育サービスを充実する。」

「次世代育成支援に関する当面の取組方針」

（平成15年3月・少子化対策推進関係閣僚会議）

「保育所と・・・幼稚園との間には、・・・確かに制度的には越えがたい垣根がある。しかしながら、・・・地域によっては幼稚園と保育所はほとんど均質化しており、国が主張するような強固な差異は感じられないのが実情である。・・・施設としての幼稚園と保育所、制度としての幼稚園教育と保育は、それぞれの地域の判断で一元化できるような方向で今後見直していくべきである。」

「保育所の設置、運営については全面的に地方の判断に委ねるべきとの合意が形成されるのであれば、それに併せて保育所運営費負担金等の国による補助負担金の一般財源化等も検討されるべきと考える。」

「事務・事業の在り方に関する意見」

（平成14年10月・地方分権改革推進会議）

「就学前児童に係る多様な子育て支援ニーズに対しては、保育所、幼稚園、地域の子育て支援事業といった多様なサービスによる対応が必要であり、

保育所と幼稚園の両施設を制度的に単一の施設とすることでは、就学前児童に係る多様な子育て支援ニーズには応えきれない。地域の実情に応じた保育所と幼稚園の設置運営に係るニーズに対しては、施設の共用化、資格の相互取得促進等の両施設の連携を図ることにより、このようなニーズに応えてきたところ。」

「保育所と幼稚園について」（総合規制改革会議ヒアリング資料）

（平成15年4月・厚生労働省）

「社会保障制度を支えるのに必要不可欠な国庫補助負担事業については、国・地方の役割分担という観点からというよりむしろ、以下のような観点から、制度そのものの在り方やその改善について議論することが重要であると考え。・・・②少子化の進展により、少子化対策は急務となっている。保育所待機児童の解消を進めることは政府として緊急の課題であり、・・・今後も強化すべき分野の一つである。」

「地方分権改革推進会議社会保障分野ヒアリング資料」

（平成14年9月・厚生労働省）

「地域における幼稚園と保育所の連携の事例集積や、両方の資格者の増加状況等を踏まえつつ、並行して幼稚園と保育所の制度間のあり方や運営に係る経費負担のあり方について検討を行う。」

「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針について」

（平成14年12月・閣議報告）

「保育所運営の民間企業への業務委託解禁や、認可保育所にのみ多額の補助金を与える運営費負担制度の見直し、保育所最低基準の更なる見直し、などを検討する必要がある。ただし、児童の健全な成長に資する何らかの保育基準は必要と考える。」

「少子化問題への具体的な取り組みを求める」

（平成13年3月・（社）経済団体連合会）



「国には、待機児童ゼロ作戦を完遂するにとどまらず、ゼロ歳児保育や早朝・夜間の延長保育などの保育サービスの提供を大幅に強化し、働く人が育児休業や育児時間をより容易に利用し選択できるような環境を整えることを要望したい。」

「経営労働政策委員会報告」（平成14年12月・日本経済団体連合会）

「保育所の入所にあたっては、「保育に欠ける」場合とする行政措置をなくし、保護者の就業状況等にかかわらず、希望すれば、いつでも保育所に入所できるようにする。また、保護者の多様な希望に対応した保育サービスが受けられるようにする。」

「連合「21世紀社会保障ビジョン」」

（平成14年10月・日本労働組合総連合会）

（経済的支援）

「児童手当については、少子化対策を推進する観点から、具体的財源確保、扶養控除制度や他の社会保障制度等との関係等に留意しつつ、給付及び費用負担の在り方等について引き続き検討する。」

「少子化対策推進基本方針」

（平成11年12月・少子化対策推進関係閣僚会議）

「子育てに対する経済的支援については、現在、児童手当、企業福祉としての扶養手当等が、同様の側面を有するものとして税制における扶養控除があるが、近年の少子化は未婚率の上昇によるものであり、これらの少子化対策としての効果を疑問視する考え方など様々な意見があることを踏まえ、その有効性や少子化対策全体の中での施策の優先順位、その財源をどこに求めるかを含めて、さらに、十分な議論を行っていく必要がある。」

「21世紀に向けての社会保障」

（平成12年10月・社会保障構造の在り方について考える有識者会議）

「平成16年度・国・地方を通じた歳出面の措置として、総額 2,500 億円の枠内で児童手当支給対象年齢等を見直すことを柱とした少子化対策の施策を行うことを合意する。」

「平成15年度予算・税制に係る与党幹事長・政調会長合意」

(平成14年12月・自由民主党・公明党・保守党)

「経済的負担の軽減の少子化に対する歯止め効果や現金による給付方式の目的適合性については疑問が多い。児童手当に係る所得制限の撤廃や対象年齢拡大による制度拡充は、こうした問題を増幅するものと言わざるを得ない。」

「経済・財政等のグランドデザイン策定と当面の財政運営について」

(平成14年10月・(社)経済団体連合会)

「児童手当は、義務教育終了までの児童を養育する国内在住の保護者を支給対象として、子ども1人あたり月額1万円を支給する。」

「連合「21世紀社会保障ビジョン」」

(平成14年10月・日本労働組合総連合会)

### 3. 財政枠組み（財源）の在り方

#### (社会保険の仕組みの活用)

「年金、医療、介護等の高齢者扶養と同様、国民全体で次世代の育成を支援するという観点も必要であり、・・・その有力な手段として社会保険の仕組みの活用の検討を開始すべきである。」

「具体的には、地域特性に配慮しつつ保育等のサービス中心の支援を進める観点からすれば、介護保険と同様に市町村を保険者とする育児支援保険制度の創設が考えられ、また、次世代の育成が賦課方式を基本とする年金制度の安定的運営に密接にかかわるものであるという観点からすれば、年金制度の体系の中に、出産費や児童養育費を軽減する現金給付や奨学金の貸

与等の次世代育成支援給付を創設することが考えられる、との意見があった。」

「社会保障負担等の在り方に関する研究会」報告書（平成14年7月）

「負担と給付の対応を基本とする社会保険制度を活用し、既存の給付との関係を整理した上で、子育て家庭に配慮を行うことは考えられないでしょうか。長い目で見れば支え手が増え制度を安定させることにつながり、将来に対する国民の安心感を作り出すことになるのです。」

「少子化社会を考える懇談会・中間取りまとめ」（平成14年9月）

「少子化対応を進めていくことは、わが国のあり方全般に関わる問題である。そのため、必要となる財源については、安易に現役世代や企業に求めるのではなく、老若男女を含め国民全体で支えていくべきである。この観点から、公的年金制度の財源を制度本来の趣旨と異なる目的に流用すべきではない。」

「公的年金制度改革に関する基本的考え方」

（平成14年10月・（社）日本経済団体連合会）

## (有識者の意見)

### 1. 子育て支援関連施策の基本的方向

#### (子育ての社会的支援の必要性)

「とくに乳幼児については、育児休業制度や育児相談サービス、児童手当などの経済的支援によって、家庭基盤の安定を図ることがまず望まれる。子育ては、一義的には各々の親と家庭の役割であることはもちろんである。しかし、他方では、子育てが社会全体への貢献（いわば社会的投資）であることを認識し、また、子どもを養育する家庭が子育てに過重な負担を負うことのないように、子育ての環境づくりと社会的支援を総合的に推進することが必要であろう。」

「望ましい保育システムへの提言」(京極高宣学長)

「孤立し、子どもの数も少ない家庭の母親にとって、また特に就労などを通じて社会との接点の薄い母親の場合、育児の問題や子育ての問題、そして家族内の問題を解決する手段はことのほか少ない。・・・家族規模の縮小は家族の中にかつてあった相談・援助の機能を著しく奪ったといえる。特に親との交流が乏しかったり社会的ネットワークが希薄な場合には身近に相談・援助の機能を果たすキーパーソンが存在しない。・・・外部の相談・援助機能は不可欠なのである。」

「高齢者福祉論」(栃本一三郎教授)

「今日課題となっているのは、社会的ケアは私的ケアの破綻、すなわち「家族や親族によるケアができなくなって初めて、恥を忍んで利用する」という伝統的な福祉観から、私的ケアと社会的ケアが相互補完的に機能する、あるいは私的ケアをサポートするものとしての社会的ケアという考え方への変化である。」

「新しい子ども家庭福祉」(山縣文治助教授)

「介護保険は、高齢者の介護を家族のみの責任とするのではなく、社会全体で支援するという考え方に基づいている。これは育児でも同様であり、少子化対策が真に重要な課題と考えれば、その費用を社会的に負担することは当然の帰結となる。」

「共働き家族を基準にした政策が必要だ（中央公論）」（八代尚弘氏）

（家族に対する支援の視点）

「近年、出生率の低下が社会問題化するなか、各種の施策を家族に対する支援という視点からとらえ直そうとする家族政策が注目されている。」

「児童福祉の近未来」（柏女霊峰教授）

（均衡の取れた給付体系への見直し）

「社会保障が成り立つためには、長期的に安定した次世代が存在することが不可欠である。その意味で、子どもは社会の子なのである。育児の社会化を欠いた社会保障は、自分は子どもを産まないで、他人の子が財源を担う社会保障によって老後の扶養を受けるといふ、フリーライダー（無賃乗車）を生み、少子化を促進する。今日の少子化の主要な原因の1つが高齢者に偏った社会保障制度を構築してしまったことにあることは間違いない。」

「育児保険構想」（山崎泰彦教授）

（普遍性）

「福祉が救貧的性格から普遍的性格に移行する現在、「保育に欠ける児童」対象の保育施策から、家庭保育も含めた保育施策に移っていくべき趨勢がある。」

「育児保険構想」（鈴木眞理子助教授）

「これまで著者は・・・狭義の児童福祉を越えて、「すべての子どもが健やかに生まれ育ち、しかも家族構成員すべてが自己実現することができる環境づくり」・・・にその幅を広げていく必要性を強調してきた。エンゼルプランの策定と着実な実行、児童育成計画の浸透が必要である。そのためには、行政も処遇現場もそれぞれの垣根を越えて手をつなぎあう「連携」、「協力」、「ネットワーク」という言葉を真に具現化する仕組みを構築していくことが必要である。」

「児童福祉の近未来」（柏女霊峰教授）

（公平性）

「未就学児の昼間の居場所をみると半数が家庭で、三歳未満児では九割近くが家庭で生活している。三歳未満児の保育に投入されている公費は、都市部では一人あたり年間三〇〇万円近いという。公立保育所では、四〇〇万円を越えるところも

ある。これではもはや社会的公平性を欠いていると言わざるを得ない。」

「新しい子ども家庭福祉」(山縣文治助教授)

「乳幼児の社会的扶養として保育園と家庭保育とのバランスを考え、在宅育児が経済的にもより支援されても良いのではないだろうか。」

「(※保育サービスに関する)差別はむしろ、在宅育児や認可外保育サービス利用者世帯と認可保育サービス利用世帯の間に、公費の恩恵の格差として存在していた。これは私立学校と公立校でも同様だが、この場合は個人の自由で私立校を選んでいるので、まったく状況が異なる。」

「育児保険構想」(鈴木眞理子助教授)

#### (専門性)

「福祉サービスが選別的措置制度から、選択的利用制度へと転換していることは周知の事実である。保育所においては、・・・措置制度が廃止された。・・・しかしながら、選択的利用制度だけで、ニーズ充足効率が高揚するかという若干疑問である。残念ながら、社会福祉サービスの利用者の中には、選択能力の低い人が少なくない。・・・養護性の高いケースについては、むしろ専門家的視点での介入を可能にするような対応も必要である。」

「新しい子ども家庭福祉」(山縣文治助教授)

## 2. 給付の在り方

#### (保育)

「ゼロ歳児など低年齢対策はいぜんとして予算措置が十分でないことを勘案し、かつ障害児の受け入れやすさを考慮して、ゼロ歳から1～2歳の低年齢および障害児に関しては現行措置制度のメリットを生かして、むしろ手厚い措置費を講じることである。3～5歳児に関しては、幼稚園と同様に公的契約制度に改め定額の保育料を徴収することである。保育所入所者以外の多様な機能に関しては、養育福祉士又は社会福祉士が中心となって地域住民へのサービスとして低額ないし無料のサービスを提供することである。そのためには、総合的子育てセンターには必要な職員の配置を義務づける必要がある。」

「以上のような財政措置を講ずれば、第一に地方自治体、とくに市町村にとっては

幼稚園との融合や施設の弾力的経営を図る上できわめてやりやすくなる。第二に保護者にとっては共働きサラリーマン夫婦には負担軽減となり、手続き的にも利用しやすくなるなどのメリットが生じる。第三に働く職員の立場からは、地域に開かれた施設職員として働きがいが増加することなど数多くのメリットが予想される。」

「望ましい保育システムへの提言」（京極高宣学長）

「現在の保育所は・・・延長保育や0歳児保育、保育の必要な緊急時への対応など、近年の女性の社会進出や就労進出への対応が不十分である。これらは制度をどのように変えるか、制度の運営をどのように柔軟に行うかという問題であり、具体的には供給主体を拡大するための規制緩和の問題となる。また、利用者が利用し、選択できるような仕組みにするということでもある。」

「さらに、延長保育が実現しても、母親だけが送り迎えをするというのであれば、働く母親にとっては根本的な負担の軽減とはならない。そこには、企業など就労の場の子育て支援や育児休業・・・などが関係してくる。これからの「働き方」そのものをどのように変えていくのかといったことにもつながる。」

「社会保障の制度と行財政」（栃本一三郎教授）

「いまや、乳幼児をもつ親が普通に利用する保育所については、市町村の長がその入所について決定すべき理由はほとんどなく、保護者と保育所が直接契約して利用できるようにすべきである。」

「現代社会保障・社会福祉の基本問題」（堀勝洋教授）

「わが国で社会問題化している認可保育所の待機児童は、低年齢児に集中する。しかもその高コスト構造が問題視されている。保育所整備の推進はいうまでもないが、育児休業制度を1年以上に延長することが、待機児童問題解消の1つの可能性を含んでいることは否定できない。」

「育児保険構想」（丸山桂恵泉女学園大学専任講師）

「今まで保育園は家庭との連携をしながら、子どもの集団保育、発達理解とそれにそった保育の科学性、計画性を大切にしてきました。さらにそれに加えて、家庭、地域の暮らしや文化を取り入れ、保育の営みを保育園、家庭、地域とトータルにとらえていかななくてはなりません。それが子育てセンターの保育であり、私

はその意味を含めて・・・これからの保育のあり方を考えています。」

「私の園は子育てセンター」(新澤誠治教授)

(地域子育て支援、経済的支援)

「子育て支援サービスについては、保育所利用者との均衡確保の観点から、家庭で子育てをしている層に対する金銭給付も含めた大幅な支援の拡充が基本方向となるであろう。」

「児童家庭福祉の動向と児童家庭福祉サービス供給体制の再構築」

(柏女靈峰教授)

「育児の社会化という観点からすると、児童手当はあまりにも貧弱である。・・・しかも所得制限がある。先進諸国の相場は、少なくとも義務教育期間中(国によっては大学生まで)、所得制限なしで、月額1～2万円であり、比較にならない。」

「児童手当給付の社会保険化という考え方は決して唐突なものではない。・・・児童手当制度基本問題研究会・・・は1989年7月に報告書をまとめたが、そのなかに「国・地方公共団体や事業主だけでなく、新たに被用者本人に負担を求めることも1つの検討方向であろう」という記述がある。」

「育児保険構想」(山崎泰彦教授)

「現金給付については、コスト対効果を考えることが必要」

「社会保障審議会年金部会」への提出意見(堀勝洋教授)

(その他)

「21世紀にふさわしい事業として「若年皆奨学生」制度を発足させたい。高校生から大学院生まで、専修学校や各種学校も含めて、生徒・学生1人につき年間50万円限度を無利子で貸し出し、20年返済にする。」

「年金のすべて」(宮武剛教授)

「年金制度が国民の出産・育児を支援することが考えられる。第1は、年金の保険料について税制と同じような児童扶養控除(※保険料額控除)を認めることである。・・・第2に、子を扶養している一定期間については、児童扶養控除ではなく保険料全額を免除するが、年金額の計算上は保険料を納めたものとみなすことである。・・・第3に、育てた子の数に応じて年金を増額することも考えられる。」



### 3. 財政枠組み(財源)の在り方

#### (社会保険システムの活用)

「わが国で育児の社会化を進めるには、社会保険システムの活用が最も有力な手段になろう。租税財源では、どうしても低所得者中心になり、発展性に乏しい。・  
・保育を含めた子どもの養育費の相当な部分について、現役世代の社会保険料的な子育て負担金と公費負担を組み合わせた財源により賄う方向で、育児の社会化を進めてはどうか。」

「育児保険構想」(山崎泰彦教授)

「すべての子どもは社会の未来の人材だからこそ、子育て家庭に対して一定の社会扶養による公平な育児支援が必要なのである。・・・①普遍的な家族政策での育児支援、②社会保険による家庭中心の育児支援、が多くの中間層を占める家庭の子育てを支援することになり、健康な多くの国民を育てることにつながる。」

「育児保険構想」(鈴木真理子助教授)

「介護保険の被保険者を40歳から20歳まで拡大して、障害児を含む育児支援を給付とする家族保険にリフォームする考え方もあるだろう。」

「育児保険構想」(鈴木真理子助教授)

#### (年金制度における対応)

「社会保障制度を含め、国・地方のあらゆる政策を通ずる少子化対策が必要。それだけでなく、労使合意によって働き方等を変えることが必要。年金制度でも、できるものは実施。」

「「若年皆奨学生」案については基本的に賛成。これ以外にも、年金制度での説得力ある次世代育児支援策があれば、要検討。」

「社会保障審議会年金部会」への提出意見(堀勝洋教授)